

平成 27 年度
部の運営方針
(11 月追補版)

枚 方 市

平成 27 年 11 月策定

平成 27 年度 部の運営方針（11 月追補版）について

平成 27 年 10 月 20 日に公表した「所信表明」や「補正予算」に基づき各部での取り組みを着実に進めていくにあたり、平成 27 年度に新たに取り組む重点施策・事業を「平成 27 年度 部の運営方針（11 月追補版）」として公表するものです。

○追記事項等

基本方針

各部の役割に基づき、当該年度の目標や方向性を示すとともに、市民や市議会からの意見や施策評価の結果、また、都市ブランドの推進や中核市への移行等を踏まえ、各部において、当該年度に取り組む内容や姿勢等について、示した項目です。

I 重点施策・事業

行政運営に係る各種計画等に基づく事業や公約施策などについて、当該年度に「選択と集中」の観点から、重点施策・事業を設定し、その取り組み内容及び達成目標を示した項目です。

○部署

・行政改革部.....	P.1
・政策企画部.....	P.1
・市民安全部.....	P.1
・総務部.....	P.2
・財務部.....	P.2
・地域振興部.....	P.3
・健康部.....	P.4
・子ども青少年部.....	P.4
・環境保全部.....	P.5
・社会教育部.....	P.5

<平成 27 年度>

行政改革部の運営方針

I 重点施策・事業【追記】

◆コールセンターの導入

市民からの問い合わせに的確に対応し、サービスの改善と市民満足度の向上を図るため、平成 28 年 4 月からの運用開始に向け、新たな情報提供サービスとしてコールセンターの導入を進めます。

<平成 27 年度>

政策企画部の運営方針

I 重点施策・事業【追記】

◆重要施策等の情報の提供

協働のまちづくりを市民とともに進めていくため、課題に対する共通認識を持つことが必要なことから、重要施策等における意思形成過程として都市経営会議の結果など、平成 28 年度からの情報提供に向け取り組みを進めます。

<平成 27 年度>

市民安全部の運営方針

I 重点施策・事業【追記】

◆協働によるまちづくりの推進

市職員と地域の主体が定期的に情報交換することで、地域課題を共有し、協働してまちづくりを進めていくための仕組みづくりを検討します。

◆地域活動支援の充実

校区コミュニティ協議会へ交付している補助金事業について、地域の自主性が高められるよう、現状における問題点や課題の検証を行うとともに、制度再構築に向けて検討します。

<平成 27 年度>

総務部の運営方針

I 重点施策・事業【追記】

◆職員のやる気をも高めるメリハリのある人事・給与制度の構築

人材育成の観点を踏まえ、職員のモチベーションを高める、よりメリハリの効いた人事・給与制度の構築に向けた取り組みを進めます。

◆職員給与の適正化

技能労務職の給与水準の検証を含め、民間事業従事者との均衡の観点を踏まえた適正化に取り組めます。

◆女性活躍推進法に基づく計画の策定

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、ワーク・ライフ・バランスを重視した職場環境の整備や、女性管理職へのさらなる登用など、女性の活躍を推進する特定事業主行動計画を今年度内に策定します。

<平成 27 年度>

財務部の運営方針

I 重点施策・事業【追記】

◆公共施設等総合管理計画の策定

将来における公共施設等の最適な配置を実現するため、公共施設等を総合的かつ計画的に管理する「公共施設等総合管理計画」の策定に向けた取り組みを進めます。

◆ふるさと寄附金制度の見直し

ふるさと寄附金による納税額の増収に向け、関係所管部と連携を図りながら検討を進めるとともに、その具体的な取り組み方策を決定します。

<平成 27 年度>

地域振興部の運営方針

所信表明に基づき、美術館整備に関して、基本方針及び重点施策・事業の記載を一部変更します。

■ 基本方針 ■ 【変更】

地域振興部は、文化、生涯学習と農業・商業・工業・観光の産業を担当しており、いずれも「枚方市民であることを誇りに思うまち」を創造する上で、また人口減少を抑制する上で、欠かせない施策分野です。

これらを進めるため、市民や関係団体、事業者等との連携を一層密にし、効果を最大限発揮できる施策の立案、執行に努めていきます。

総合文化施設などの文化芸術拠点の整備に取り組むとともに、文化芸術振興条例に基づく基本施策を総合的に推進するための文化芸術振興計画を策定し、本市で培われてきた文化・芸術の土壌をさらに発展させていきます。

また、市内産業の振興は、地域での雇用創出や税収確保の面からも重要であり、創業支援をはじめとした新たな産業の創出や商工業の活性化に向けた取り組みを行います。

さらに、農業後継者の育成と農業経営に必要な農地確保など、まちづくりの観点から「農」を守る取り組みを進めます。

I 重点施策・事業【変更及び追記】

◆文化芸術の拠点整備に向けた取り組み（変更）

総合文化施設の整備については、平成27年度から、基本設計・実施設計に着手します。あわせて、まちの価値を高め、集客と賑わいを創出する文化芸術の拠点施設とするための施設運営計画の策定に取り組めます。また、運営主体については、本市の文化芸術事業を担っている（公財）枚方市文化国際財団の今後のあり方も含め検討します。

◆美術館整備について（追記）

市民からの建物寄附による美術館については、寄附者と本市が締結した覚書にある平成27年度内の開館が難しい現状から、一旦白紙に戻し、引き続き寄附者と話し合いを進める中で、今後の方向性を定めていきます。

<平成 27 年度>

健康部の運営方針

I 重点施策・事業【追記】

◆健康寿命延伸への取組

生活習慣病や認知症予防のために、新たに健康ウォーキングマップを活用したイベントの開催及び府立精神医療センター等と協働で認知症予防プログラムの開発・実施に取り組みます。

<平成 27 年度>

子ども青少年部の運営方針

I 重点施策・事業【追記】

◆待機児童対策の推進

保育所等において、通年にわたって児童の受け入れができる体制について、保育ニーズを検証した上で、整備を検討します。

◆子どもに関する相談窓口の一元化

保護者の子育てに対する不安・孤立感などを取り除き、安心して楽しく子育てできるよう、また、子どもに対する切れ目のない支援を行えるよう、相談体制の整備と強化を図るため子どもに関わる相談窓口の一元化に向けた取り組みを進めます。

◆子どもの貧困対策の推進

貧困の連鎖防止など子どもの貧困対策の総合的な展開を図るため、関係部署で構成するプロジェクトチームを設置し、より効果的な施策の実施に向けた検討を進めます。

<平成 27 年度>

環境保全部の運営方針

I 重点施策・事業【追記】

◆空き家等の対策

周辺住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれのある空き家等の対策について、国の基本指針や本市の実情等を踏まえ、今後の対応方針を定めます。

<平成 27 年度>

社会教育部の運営方針

I 重点施策・事業【追記】

◆地域におけるスポーツ活動の推進

地域資源を活かし、身近で手軽にスポーツに親しめる環境づくりを進めます。